

平成 23 年度 第 1 回液化石油ガス規格委員会 議事録

I. 日 時:平成 23 年 11 月 25 日(金)14:00~16:30

II. 場 所:機械振興会館 6S-2 会議室

III. 出席者(敬称略、順不同)

委員長:坪井

委 員:青木、小川、佐藤、澤、萩原、吉井、牛島、塚口、増田、津野、松原、三宮、
兵頭、杉本、北條

K H K:栗原、北出、市川、柿本、南

IV. 配付資料

資料 1 液化石油ガス規格委員会名簿

資料 2 平成 21 年度 第1回液化石油ガス規格委員会 議事録(案)

資料 3 LP ガスバルク貯槽移送基準の改正について(案)

資料 4 LP ガスバルク貯槽移送基準 新旧対照表(案)

資料 5 液化石油ガス分野技術基準整備 3ヶ年計画(平成 24~26 年)ローリング(案)

資料 6 液化石油ガス器具等関係基準の改正(中間報告)

別添 LPガスバルク貯槽移送基準 KHKS 0740 (2005)

V. 議事概要

1. 事務局挨拶

開催に先立ち、栗原理事、坪井委員長より挨拶があった。

本開催より出席いただいた規格委員会委員(塚口委員)を紹介した。

2. 定足数の報告

事務局から、本日の出席委員が 16 名であることを報告し、規格委員会規程第 14 条第 1 項に定める定足数を満足していることを報告した。

3. 規格委員会名簿の確認について

事務局から資料 1 に基づき液化石油ガス規格委員会委員変更について説明を行った後、当該議案の採決を実施したところ、出席委員(16 名)の過半数(8 名)以上の賛成(満場一致)により可決された。

4. 前回議事録(案)の確認について

事務局から資料 2 に基づき、「平成 21 年度第 1 回液化石油ガス規格委員会議事録(案)」を通読した後、当該議事録(案)の採決を実施したところ、出席委員(16 名)の過半数(8 名)以上の賛成(満場一致)により可決された。

5. LP ガスバルク貯槽移送基準の改正について

事務局から資料 3「LP ガスバルク貯槽移送基準の改正について(案)」の説明を行った後、資料 4「LP ガスバルク貯槽移送基準新旧対照表(案)」を説明し、以下の意見交換等があった。

○今回の改正案だけでなく、今後バルク貯槽の 20 年検査内容が決まっていく中で、本基準にも関わるような新しい方策や解釈等が出てきた場合、取り入れてもらえるか。

→規格改正スケジュールにとらわれず、提案してもらえば要望に応じて随時検討する。

○「補完的な保安措置」という抽象的な言葉が多く出てくるが、具体的な方法は想定されるのか。

→ケースバイケースで必要なことがあれば実施してもらう、という意味合いである。

○交通事情を考慮した場合、残量のない状態で移送した方が安全ではないか。

→もともと本基準は緊急時を想定して策定したものである。直ちにガス漏れが生じることはないがそのまま放置することで事故に繋がる可能性のあるバルク貯槽であって、設置場所で残ガス回収が安全に行えない場合に限定したものであった。20 年検査の場合も適用できるよう範囲を拡大する件については、緊急時同様、設置場所で残ガス回収が安全に行えないケースが見込まれることを考慮したものである。無理に設置場所で残ガス回収を行って事故になったり、残ガス回収が行えないことで期限超過したバルク貯槽が一般消費者宅に放置されたりすることがないように、移送を行うことは必要と考える。ただし、20 年検査の場合は緊急時と違って直ちに移送しなければならないわけではない。このため、計画的な消費調整を行って残量をできるだけ減らした上で移送することを基準に盛り込んである。

○資料 4 の 21 ページ、③トで「積み下ろし」が「積み卸し」に改められているが、現行どおり「上げ下げ」の方ではないか。

→現行文どおりに修正する。

○資料 4 の 8 ページ、1. (1)②撤去作業から保管までは、柱書きの「移送作業等」を使う。

→そのように修正する。

○改正後の規格番号は「0840」になるのか、単に空いている番号を振ることになるのか。

→08 番台で空いている番号から順に振る予定。

○この基準の内容を見ると、バルク貯槽の運搬など LP 法ではなくて高圧ガス保安法に関連したものが多く規定されているが、この改正案について高圧ガス規格委員会の知見や意見も十分に確認する必要があるのではないかと。これについて事務局としてはどう考えているのか。

→ご指摘のとおり、高圧ガス規格委員会と連携して今後の作業を進めることとする。

○その場合、今後のスケジュールはどのようなになるのか。

→規格委員会規程ではこのようなケースを想定していないが、テクニカルレビューのような形で進めればよいと考える。具体的には、液化石油ガス規格委員会委員長名で高圧ガス規格委員会の各委員に対して 1 ヶ月程度の期間で意見募集を行い、その後、提出された意見を踏まえて事務局で改正案をさらに整理し、大きな変更等がないようであれば液化石油ガス規格委員会において書面審議ののち、採決実施の同意を頂いた上で書面投票を実施させて頂く。ただし、コメント対応で大きな変更が生じた場合は坪井委員長と協議の上、本規格委員会での審議が必要かを定めることとしてはどうか。

○その場合、改正案の説明などは高圧ガス規格委員会で行うことになるのか。

→テクニカルレビューの形で意見募集を行うことについて高圧ガス規格委員会の了承を頂く必要があるため、改正案の説明は高圧ガス規格委員会でも行うことになる。この場合、審議事項扱いになるものと思われる。

以上の意見交換等の後、事務局が提案した改正案に関する今後の審議スケジュールについて採決を実施したところ、出席委員(16名)の過半数(8名)以上(15名)の賛成により可決された。

6. 液化石油ガス分野 技術基準整備 3 ヶ年計画(平成 24~26 年)について

事務局から資料 5「液化石油ガス分野技術基準整備 3 ヶ年計画(平成 24~26 年)ローリング(案)」に基づき説明を行った後、当該議案について採決を実施したところ、出席委員(16名)の過半数(8名)以上の賛成(満場一致)により可決された。

7. 液化石油ガス器具等関係基準の改正について(中間報告)

事務局から資料 6「液化石油ガス器具等関係基準の改正(中間報告)」に基づき説明を行った。なお、本案件は審議事項ではないため、採決は実施していない。

8. その他

事務局から、その他今後の予定(高圧ガス規格委員会へのレビュー、書面投票、パブリックコメント等)について説明した。

以上